

平成29年度決算に基づく 大田原市財政の「健全化判断比率」の公表

問 財政課 TEL(23)8797

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する指標として、「健全化判断比率等」を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告や住民に公表することが義務付けられています。この比率が基準値を超えた場合は、財政状況が健全ではないと判断され、改善策を講じて健全化を図らなければなりません。今回は、平成29年度決算に基づいて算定した「健全化判断比率等」をお知らせします。

■平成29年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

区分	H29	H28	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	平成29年度の結果
実質赤字比率 一般会計などにおいて、歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模(※)に対する比率。財政運営の悪化の度合いを示すもの。	—	—	12.54	20.0	/	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。
連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計の歳入不足額(赤字)の標準財政規模に対する比率。市全体の財政運営の悪化の度合いを示すもの。	—	—	17.54	30.0	/	
実質公債費比率 一般会計などにおける公債費(借入金の返済)などの標準財政規模に対する比率(過去3カ年の平均)。公債費への財政負担と資金繰りの程度を示すもの。	8.6	9.4	25.0	35.0	/	公債費が大きく減少したことなどにより、前年度に比べ比率が下降しました。
将来負担比率 一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高など)の標準財政規模に対する比率。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。	51.1	49.6	350.0	/	/	基金の残高が減少したことなどにより、前年度に比べ比率は上昇しました。
資金不足比率 上水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率。経営状態の悪化の度合いを示すもの。	—	—	/	/	20.0	歳出に対して歳入が不足する会計がなかったため算定されませんでした。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源(市税、普通交付税、譲与税など)の標準的な大きさを示す指標。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字や資金不足ではないため、「—」で表示しています。

●対象となる会計

地方公共団体には、議会費、総務費、民生費、土木費、教育費などの基本的経費が計上されている「一般会計」と国民健康保険事業や上水道事業、下水道事業などの特定の事業を行う「特別会計」があります。健全化判断比率の算定は、特別地方公共団体である須賀川地区財産区を除く全ての会計を対象としています。さらに、那須地区広域行政事務組合、那須地区消防組合など市が負担金や補助金を支出している団体も比率算定の対象となります。

■健全化判断区分および取り組み

判断区分	取り組み
健全段階	①指標の公表 ②健全な財政運営の維持
早期健全化段階	①財政健全化計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②上記計画の実施状況を議会へ報告、公表 ③早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国、県から勧告がある。
財政再生段階	①財政再生計画の策定(議会の議決、公表、策定にあたり外部監査を受ける) ②公共事業の財源としての地方債(借入金)を起こすことが制限されることがある ③当該計画を推進するための特別な地方債を起こすことが可能となる ④財政運営が当該計画と適合しない場合は、国、県からの勧告がある

○今後の財政運営

平成30年度の歳入は、景気の回復基調により市税は増加を見込んでいますが、合併加算措置の縮減などによる地方交付税の大幅な減少および道路整備の補助事業縮小などによる国庫支出金の減少を見込んでいます。一方で歳出は、市庁舎建設費の増加、子育て支援や高齢者福祉に係る経費の増加が見込まれているため、市の貯金である基金の取り崩しや、国や金融機関などからの借入金である地方債を発行するなど、厳しい財政状況となっています。健全化判断比率から判断される本市の平成29年度末の財政状況は、法律の定める「早期健全化基準」を大きく下回り、「健全段階」でありましたが、今後も健全な状態を維持できるよう、効率的な財政運営に努めてまいります。

A 仮設庁舎A棟

B 仮設庁舎B棟

東 東別館

文 大田原市総合文化会館

南 南別館

議 議会棟

平成30年度

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設置事業との調和に関する条例(案)に関する意見(パブリックコメント)を募集します

市では(仮称)「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設置事業との調和に関する条例」の制定を進めています。本条例は、自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境等の維持、保全を図るため制定するものです。条例(案)に対する皆さまからのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見を集約し検討を行います。

●意見を出せる方…次のいずれかに該当する方(個人、団体は問いません)

▶市内に住所を有する方▶市内に在勤または在学している方▶市に納税義務のある方▶今回の条例(案)に利害関係のある方

●公表および閲覧方法…▶市ホームページ▶生活環境課地球温暖化対策係(仮庁舎A棟1階)▶湯津上庁舎総合窓口課管理係▶黒羽支所総合窓口課管理係 ※閲覧受付は、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

●提出期間…11月1日(木)～30日(金)(30日間) ※郵送の場合は11月30日(金)消印有効

●提出方法…所定の意見書用紙に記入の上、次のいずれかの方法により提出

①郵送②FAX③電子メール④閲覧場所での直接提出 ※電話での受付はできません。

問申生活環境課 A1階 〒324-8641 大田原市本町1-4-1

TEL(23)8706 FAX(23)8923 ✉seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

第31回

市民憲章推進大会表彰

問生涯学習課 生 TEL(23)2005

10月20日(土)に与一伝承館多目的ホールで行われました第31回大田原市民憲章推進大会において、市民憲章に関する作文、花いっぱいコンクールおよび緑化顕彰の表彰を行いました。表彰者は次のとおりです。なお、花いっぱいコンクールの結果は広報おたわら10月号に掲載しました。

◎市民憲章に関する作文

【小学生の部】

○最優秀賞 伴 和奏(大田原小学校6年)

○優秀賞 船山 美洋(紫塚小4年)/河崎 煌(親園小6年)/渡辺 奈菜(薄葉小学校6年)/菅野 七海(石上小学校6年)/山口 大慶(石上小学校4年)

【中学生の部】

○最優秀賞 石川 小夏(大田原中学校3年)

○優秀賞 小野 純也(大田原中学校3年)/相澤 希(若草中学校3年)
一刈 結月(金田南中学校2年)

◎緑化顕彰表彰

○最優秀賞 沼野井 賢一(薄葉)

○優秀賞 井上 裕一(木佐美)/和知 誠(須佐木)/三森 五月(城山)

○優良賞 磯 清子(美原)/佐原 市郎(新富)/西原小学校(美原)



大田原市民の研修事業

市民力アップ講演会開催

問政策推進課 A2階 TEL(23)8715

●日時…平成31年1月19日(土)午後1時～3時(午後0時30分開場)

●場所…那須野が原ハーモニーホール大ホール

●テーマ…多様性時代の学び方・働き方 ～豊かに輝く人生のヒント～

●講師…菊池 桃子氏(女優・戸板女子短期大学 客員教授)

1984年芸能界デビュー。

幅広い芸能活動と一男一女の母として子育てを両立するかたわら、2012年3月法政大学大学院政策創造専攻修士課程修了。その後、母校である戸板女子短期大学の客員教授としてキャリア教育の講義を担当している。

●対象…市内在住、在勤、在学者 ※未就学児入場可

●費用…無料(要入場整理券)

●定員…870名

●整理券配布…11月15日(木)午前9時から政策推進課、湯津上支所、黒羽支所にて配布。

お一人さま2枚まで。定員になり次第配布終了。

※同日、平成30年度男女共同参画推進事業者表彰式も開催します。



菊池 桃子氏